

会 議 記 録

会議名 決算特別委員会

開催日 令和6年9月26日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時08分

出席者 委 員 委員長 小堀良江
川田俊介 小太刀孝之 市村隆
雨宮茂樹 森戸雅孝 小平啓佑
大浦兼政 針谷育造 古沢ちい子
大谷好一 坂東一敏 内海まさかず
小久保かおる 青木一男 松本喜一
天谷浩明 針谷正夫 広瀬義明
福富善明 福田裕司 中島克訓
大阿久岩人 白石幹男 関口孫一郎
議長 梅澤米満
傍聴者 浅野貴之
欠席者 委員 氏家 晃

事務局職員 事務局長 森下義浩 議事課長 野中 繭実子
課長補佐 佐藤 優 主 査 小林 康訓
主 査 村上憲之 主 事 斉藤 千明

令和6年第3回栃木市議会定例会

決算特別委員会議事日程

令和6年9月26日 午前10時開議 議 場

- 日程第1 認定第 2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第 3号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第 4号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第 5号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第 6号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第 7号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第 8号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第 9号 令和5年度栃木市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認定第10号 令和5年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

◎開議の宣告

○委員長（小堀良江君） ただいまの出席委員は25名で、定足数に達しております。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（小堀良江君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第2号～認定第10号の各分科会分科会長報告、質疑、討論、採決

○委員長（小堀良江君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第2号から日程第9、認定第10号までの認定9件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、9月11日の当委員会において、それぞれ所管の分科会に送付されたものであります。このほどそれぞれの審査が終了しましたので、各分科会長の報告を求めます。

初めに、総務分科会分科会長、小平啓佑委員。

〔総務分科会分科会長 小平啓佑君登壇〕

○総務分科会分科会長（小平啓佑君） 決算特別委員会総務分科会長の小平啓佑です。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月12日、委員全員出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、総合政策部所管についてであります。審査の過程では、防災ラジオ販売収入等（危機管理課）に関し、これまでの販売台数及び普及率について質したのに対し、防災ラジオは平成28年度から販売しており、昨年度末までで合計2,171台を販売した。また、普及率については、各世帯に1台として換算すると、約3.2%程度と思われるとの答弁がありました。

また、外国人住民支援事業交付金に関し、相談窓口を新たに開設したことによる外国人住民への支援策を質したのに対し、外国人が特に多く居住している大平地域において、大平総合支所内に相談窓口を開設し、国際交流協会の職員1名を週1回派遣していただき、相談業務に従事していただいているとの答弁がありました。

また、シティプロモーション事業費に関し、執行率が低かった要因を質したのに対し、昨年度に策定したシティプロモーション3rd計画の作成部数を減らし、代わりに見て分かりやすいPRリ

ーフレットを作成したことによる印刷製本費の減が主な要因であるが、予定した事業は実施したとの答弁がありました。

また、企業版ふるさと応援寄附金に関し、寄附いただいた企業数を質したのに対し、延べ8社であるとの答弁があり、これを受けて、企業に対する本市へのふるさと納税のPRの取組を質したのに対し、現状ではホームページ等で本市を知っていただいているような状況にとどまっているので、全国的にPRできるような対応をしていきたいとの答弁がありました。

また、小平浪平生家管理費に関し、事業内容を質したのに対し、生家に職員が常駐していないので、機械警備委託料や樹木、芝生、除草などの管理委託料及び母屋北側の蔵のずれ落ちた屋根瓦の補修工事費が主なものであるとの答弁がありました。

また、マイナンバーカード普及事業費に関し、個別出張申請受付を実施した効果について質したのに対し、様々な事情により市役所に来庁できなかった方のために、昨年9月から実施し、338名の方にご利用いただいたとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、経営管理部所管中、市税督促手数料の内容と督促件数を質したのに対し、督促の郵便はがき代及び督促状を作成するためのコンピューター委託料である。また、督促状が各納期ごとに発送されるが、件数としては7万128件であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、地域振興部所管中、市民総合賠償補償保険事業費に関し、昨年度の事故の事例及び補償賠償金額を質したのに対し、市民活動中に施設内での転倒事故が1件あり、1日の通院代として3,000円を補償したとの答弁がありました。

また、大宮公民館管理運営費に関し、借地を買い上げる考えについて質したのに対し、相手方との交渉事になるため、どこまで話がまとまるのか、また施設の統廃合等の計画もあることから、その辺りを考慮しながら今後交渉していきたいとの答弁がありました。

また、伝建地区拠点施設整備事業費に関し、危険建築物の解体は老朽化によるものなのか、あるいは今後整備を進めていく上で危険とみなしての解体なのかと質したのに対し、拠点施設整備内にある伝統的建造物以外の危険な建物を解体したとの答弁があり、これを受けて、同事業の安全対策等工事費とは、残すべき建物について安全対策を施したということなのかと質したのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、消防本部所管中、救急救命士養成事業費に関し、事業を実施したことによる救急救命士の資格取得者の数について質したのに対し、本事業において新規で救急救命士の資格を取得した者は1名であるとの答弁がありました。

また、消防団員人件費に関し、団員及び分団の減少数を質したのに対し、令和5年度の実員が967名、令和6年度の実員が944名であることから、人数で23名の減であるが、分団数に変更はないとの答弁があり、これを受けて、分団員を減らさない方策について質したのに対し、自治会との協

力や、現役団員が地元の知人等に声かけをして入団いただいていることが大きな力となっているため、消防団事務局としてもパンフレットや資料を配布して後押しをし、団員の増員に努めたいとの答弁がありました。さらにこれを受けて、消防署職員が定年になった後の消防団への加入促進策について質したのに対し、現状では定年になった職員への消防団への加入の声かけはしていないので、今後退職する職員に対して声かけを実施してまいりたいとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管中、選挙啓発費に関し、選挙啓発ポスターの実施効果を質したのに対し、主権者教育の一環として、小中学生に対し、将来選挙に行ってもらうことを目的に実施している。実際、ポスター教室には小中学生合わせて約250名の児童生徒が応募しており、いつも定員を超えている応募状況を鑑みると、大きな役割を担っているのではないかと考えるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会総務分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（小堀良江君） 次に、民生分科会分科会長、森戸雅孝委員。

〔民生分科会分科会長 森戸雅孝君登壇〕

○民生分科会分科会長（森戸雅孝君） おはようございます。民生常任委員会委員長報告を行います。決算特別委員会民生分科会長の森戸雅孝であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月13日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定5件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、生活環境部所管についてであります。審査の過程では、歳タク運行事業費に関し、補助金の執行額が予算額を下回った理由を質したのに対し、事業者のうち1者が令和5年8月をもって事業から撤退したため、撤退した1者に対する補助金の支出を9月以降行わなかったことによるものであるとの答弁がありました。

また、国民健康保険特別会計繰出金に関し、地方単独事業保険給付費繰出金の詳細を質したのに対し、栃木市では重度心身障がい者医療費助成制度とこども医療費助成制度で現物給付を実施しており、現物給付実施による交付金の減額に充てるための費用であるとの答弁があり、これを受けて、決算額が令和4年度決算額や令和5年度当初予算額より増加した理由を質したのに対し、令和4年4月から重度心身障がい者医療費助成制度の対象に精神障がいが含まれるようになったこと及び令和5年1月からこども医療費助成制度に高校生が含まれるようになったことを受け、事業の対象者が増加したことが主な要因であるとの答弁がありました。

また、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費に関し、前年度と比較したごみの量を質したのに対し、令和5年度にクリーンプラザに搬入されたごみの量は4万4,718トンであり、令和4年度

と比較すると約1,900トン減っているとの答弁があり、これを受けて、ごみの量と処理委託料の関係を質したのに対し、ごみの量に応じて処理委託料が変動することとなっており、令和5年度はごみの量が減ったため、精査した上で当初予定していた金額から約1,300万円を減額したとの答弁があり、さらにこれを受けて、収集ごみと直接搬入ごみの割合を質したのに対し、収集ごみが約3万2,000トン、直接搬入ごみが約1万2,000トンであり、約3分の1が事業所からの持ち込みと市民の粗大ごみ等の持ち込みを含めた直接搬入ごみとなっているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、保健福祉部所管中、紙おむつ給付委託事業費に関し、事業の内容を質したのに対し、要介護3以上で在宅の紙おむつ利用者に一月3,500円分の紙おむつを助成するものであるとの答弁があり、これを受けて、利用者の状況を質したのに対し、令和5年度は1,300人が利用しており、要介護認定者数から算出すると42%の利用率となるが、施設入所者は施設での紙おむつ給付となることなども考慮すると、利用率以上の需要があると考えられるとの答弁があり、さらにこれを受けて、実際の利用方法を質したのに対し、対象者に紙おむつカタログを送付し、利用者が選択したものを、業者がその方の自宅まで配送しているとの答弁がありました。

また、認知症にやさしいまちづくり事業費に関し、栃木市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の登録者数を質したのに対し、令和5年度の加入者の合計は56人となっているとの答弁がありました。

また、生活保護費支給費に関し、近年の受給者の状況を質したのに対し、平成29年頃から全体の支給費は減少傾向にあったが、令和5年度は令和4年度と比較し、2億4,300万円の増加となった。支給世帯数は令和5年3月末が1,133世帯、令和6年3月末で1,145世帯と大きな増減はないが、新規開始、廃止の双方が増加している状況であるとの答弁があり、これを受けて、支給額増加の理由を質したのに対し、増加した2億4,300万円のうち2億1,000万円が医療扶助の増加であり、新規開始世帯の増加や新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動があると考えているとの答弁があり、さらにこれを受けて、受給者に多い世帯類型を質したのに対し、高齢者のみの世帯が55%、障がい者世帯が13%となっており、仕事に就くことが難しいとの理由で生活保護を申請される方が多いとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、こども未来部所管中、子育て支援課一般経常事務費に関し、子ども食堂運営に関する補助金の交付実績を質したのに対し、6団体に合計52万円を交付したとの答弁があり、これを受けて、各団体への補助金の詳細を質したのに対し、補助金の交付上限額が1年間で10万円となっており、新型コロナウイルスの影響を受け中断していた子ども食堂が令和5年12月から再開したため、同団体のみ2万円を交付し、そのほかの団体には開設に係る経費と運営に係る経費で10万円を交付したとの答弁がありました。

また、子育て短期支援事業費に関し、利用状況を質したのに対し、令和5年度の利用者について

は全て乳幼児であったとの答弁があり、これを受けて、事業の周知方法を質したのに対し、ホームページで周知しているほか、こども家庭センターで相談を受けている方に制度の提案を行うなどの周知を行っているとの答弁がありました。

また、未就園児定期的預かりモデル委託費に関し、利用した方の反応を質したのに対し、制度を利用したことで時間的な余裕を持つことができたとの意見や、家庭ではできない子供同士の触れ合いから得られる経験を積むことができてよかったとの意見が多くあったとの答弁があり、これを受けて、事業を実施しての課題を質したのに対し、昨年度はモデル事業としての実施であったため、利用者には金銭的な負担がなく使いやすかったという側面もあり、その点については今後の課題と言えるのではないかと思うとの答弁がありました。

また、保育所等性被害防止対策支援補助金（保育課）に関し、昨年度の実績を質したのに対し、事業開始時には6園の希望を把握していたが、実際に申請があったのは1園のみであったとの答弁があり、これを受けて、補助の内容を質したのに対し、パーティション設置に対する補助であるとの答弁があり、さらにこれを受けて、財源の内訳を質したのに対し、公立園については、国が2分の1、市が2分の1を負担し、民間園については、国が2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1を負担することになっているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第3号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、保険料に関し、滞納世帯数を質したのに対し、令和4年度が4,219世帯、令和5年度が3,514世帯であり、705世帯減っている状況であるとの答弁があり、これを受けて、短期保険証及び資格証明書の発行数を質したのに対し、6か月証を370人、3か月証を352人、資格証明書を172人の合計894人に発行しているとの答弁があり、これを受けて、加入世帯数及び軽減世帯数を質したのに対し、加入世帯数は2万1,283世帯であり、7割軽減が6,330世帯、5割軽減が3,582世帯、2割軽減が2,558世帯の合計1万2,470世帯であるとの答弁がありました。

また、データヘルス事業費に関し、事業実績を質したのに対し、特定健康診査の結果に基づいて勧奨通知を送付しており、令和5年度は健診異常値放置者511人、生活習慣病治療中断者177人、重複・頻回受診者18人に通知を送付しているとの答弁があり、これを受けて、事業を実施した効果を質したのに対し、健診異常値放置者511人のうち141人、生活習慣病治療中断者177人のうち52人が医療機関を受診し、重複・頻回受診者17人のうち13人の受診行動が適正化したとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第4号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、保険料に関し、特別徴収と普通徴収の収納率を質したのに対し、特別徴収の収納率は100%、普通徴収の収納率は99%であるとの答弁があり、これを受けて、短期保険証の発行状況を質したのに対し、令和5年度は3か月証を25人に発行しているとの答弁がありました。

また、保険基盤安定繰入金に関し、事業の内容を質したのに対し、保険料の軽減分を県と市で負

担するものであり、市としては4分の1を負担しているとの答弁があり、これを受けて、決算額が昨年度と比較して増加した要因を質したのに対し、後期高齢者の被保険者数が増えたことが主な要因であるとの答弁があり、さらにこれを受けて、対象者数及び軽減者数を質したのに対し、対象者数は2万6,579人であり、7割軽減が1万541人、5割軽減が3,945人、2割軽減が3,237人、5割軽減の被扶養者が201人の合計1万7,924人であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第5号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、保険料に関し、収納率を質したのに対し、年金からの天引きである特別徴収については100%の収納率、年金の支給額が年額18万円以下あるいは65歳になった年の年金からの天引きが行われるまでの期間実施される普通徴収については93.8%であるとの答弁があり、これを受けて、前年度からの収納率の推移を質したのに対し、特別徴収については、令和4年度、令和5年度ともに100%、普通徴収については令和4年度が93.4%、令和5年度が93.8%で0.4%増加しているとの答弁がありました。

次に、認定第6号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、介護予防サービス計画費収入及び介護予防ケアマネジメント事業費収入に関し、作成したケアプランの件数を質したのに対し、介護予防サービス計画が9,228件、介護予防ケアマネジメントが5,685件であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会民生分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（小堀良江君） 次に、産業教育分科会分科会長、福富善明委員。

〔産業教育分科会分科会長 福富善明君登壇〕

○産業教育分科会分科会長（福富善明君） おはようございます。決算特別委員会産業教育分科会長の福富善明であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月17日、委員全員の出席の下開催し、付託された決算の認定2件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、産業振興部・農業委員会事務局の所管についてであります。審査の過程では、新規就農支援事業費に関し、令和5年度の補助件数を質したのに対し、新規就農者に対して複数の補助事業を実施しており、合わせて14件の補助を行ったとの答弁があり、これを受けて、補助事業の内容を質したのに対し、農業機械及び農業用施設の初期投資に係る費用や、経営を開始してから経営が安定するまでの間の資金の補助を行うものであるとの答弁がありました。

また、農業生産振興事業補助金に関し、令和5年度決算の内容を質したのに対し、主な内容とし

て、産地生産基盤パワーアップ事業という国庫補助金を活用し、大宮町にある下野農業協同組合のトマト選果場の整備をしたもので、事業費の2分の1が補助金で賄われているとの答弁があり、これを受けて、整備後の効果を質したのに対し、栃木市はトマトの生産において県内第2位を誇っており、かなりの量が搬入されるが、導入された最新の機械が荷受から選別、箱詰めまで行い、大幅に処理能力が向上したとの答弁があり、さらにこれを受けて、選果場の利用者数を質したところ、下野農業協同組合のトマト部会員53名が利用しているとの答弁がありました。

また、ナラ枯れ被害緊急対策事業費に関し、市内の被害状況を質したのに対し、令和2年度に被害が確認され、当初は被害木の本数が3本であったが、令和4年度は約3,600本、令和5年度は約4,900本で、現在も被害が拡大しているとの答弁があり、これを受けて、ナラ枯れ被害への対策を質したのに対し、人的被害のリスクが高い場所や、景観上問題のある場所を優先して対処しているが、気候条件の変化によりカシノナガキクイムシの繁殖が収まらず、現在も被害が拡大している状況にあるため、今後も関係部署と連携をしながら迅速に対応していきたいとの答弁がありました。

また、ビジネスプランコンテスト事業費に関し、これまでの成果を質したのに対し、令和5年度までに7回開催したコンテストの受賞者40名のうち32名が市内で事業を行っており、創業や新規事業の展開に寄与しているものと考えたとの答弁があり、これを受けて、アンケートを行うなど、コンテスト受賞者からの意見や情報を収集し、市内で開業しやすい状況を整備していただきたいとの要望がありました。

また、中山間地域里づくり事業費補助金に関し、事業の内容を質したのに対し、市内の中山間地域は、法に基づく真名子地区と県知事特認地域の寺尾地区等が対象となっている。令和5年度は真名子地区と寺尾地区の2地区が補助金を活用しており、真名子地区では生産したサツマイモを焼き芋や干し芋に加工して販売する取組を行っており、寺尾地区では観光客の呼び込みを目的に、観光看板を更新し、星野遺跡へ向かう道路の周辺に花を植える取組を行っているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、教育委員会事務局所管中、小学校就学援助事業費及び中学校就学援助事業費に関し、執行率が低い要因を質したのに対し、支給費目のうち、修学旅行費などは支給額に上限が定められており、支給額の上限で予算を要求しているが、実際は実績に応じて支給するため、実績が上限を下回ったことが要因であるとの答弁がありました。

また、会計年度任用職員人件費（学校教育課）に関し、ALTの配置状況と今後の見通しを質したのに対し、令和5年度はALTを2名増員し、22名とした。ALTが27名となれば、市内の学級数から全ての小学校で担任とALTのチームティーチングが可能になる試算としており、国の補助金等を活用した増員を検討し調整を進めていたが、まだ見通しは立っていないとの答弁があり、これを受けて、児童生徒への英語教育は大変重要であり、ALTの増員に向けて、ぜひ努力していただきたいとの要望がありました。

また、部活動地域移行事業費に関し、事業の経過を質したのに対し、栃木市運動部活動の地域移行検討会議で協議を重ね、令和5年度は吹上中学校の女子ハンドボール部及び女子卓球部、大平中学校の陸上競技部及び女子バドミントン部を休日における運動部活動の地域移行の実証事業の対象として、総合型地域スポーツクラブから派遣を受けた地域クラブの指導者の下、休日における部活動を行ったとの答弁があり、これを受けて、事業の進捗状況を質したのに対し、令和6年度は栃木市部活動の地域移行推進会議を立ち上げ、7校11部活動を対象に地域移行を進めており、今後の実施に向けて、保護者説明会の開催や、総合型地域スポーツクラブの地域クラブ指導者と中学校の連携が図られるよう調整を行っているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第7号 令和5年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、栃木インター西産業団地造成事業費に関し、物件移転補償金が繰越明許となった理由を質したのに対し、地権者側の手続が完了しなかったことが原因であるとの答弁がありました。

また、栃木インター産業団地第1期分譲の進捗状況を質したのに対し、9月3日から13日まで申込みを受付し、今後選定委員会において審査を行う。企業が決定次第発表する予定であるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

以上で、当委員会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会産業教育分科会分科会長の報告を終わります。

○委員長（小堀良江君） 次に、建設分科会分科会長、大浦兼政委員。

〔建設分科会分科会長 大浦兼政君登壇〕

○建設分科会分科会長（大浦兼政君） 決算特別委員会建設分科会長の兼政であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月18日、委員全員出席の下開催し、送付された決算の認定4件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、都市建設部所管についてであります。審査の過程では、市営住宅使用料に関し、収入未済額の発生要因を質したのに対し、入居者の滞納が原因であり、滞納の理由は生活困窮によるもののほか、新型コロナウイルス感染症流行の影響による賃金の減少や離職、事故や病気など様々であるとの答弁があり、これを受けて、市営住宅の適正配置も含めた今後の在り方についてどのように考えているかと質したのに対し、耐用年数を過ぎている市営住宅は用途廃止を検討する一方で、比較的新しい市営住宅は改修を行い、よりよい住環境を提供していきたいとの答弁がありました。

また、木造住宅耐震化促進事業費に関し、決算額が対前年度比で大きく減少となった理由を質し

たのに対し、建て替え、改修とも件数が減少したことが理由であり、新型コロナウイルス感染症の流行により、例年行っていた制度の周知活動を控えたことが減少の要因の一つであると推測しているとの答弁があり、これを受けて、現在の周知活動の状況を質したのに対し、広報とちぎやホームページへの情報掲載、固定資産税の納入通知書への案内チラシの同封に加え、対面によるPR活動として、職員による出前講座、県との共同による無料相談会、さらには関係団体に協力をいただいて地域を訪問する活動も行っているとの答弁がありました。

また、特定外来生物防除対策事業費に関し、市内の運動公園等におけるクビアカツヤカミキリの被害状況を質したのに対し、岩舟総合運動公園の桜の被害木に対処したが、藤岡渡良瀬運動公園や太平山県立自然公園内においても被害が確認されているとの答弁があり、これを受けて、現在の対処方法を質したのに対し、今のところ、薬液の樹幹注入や薬剤散布により対処しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、伐採、処分に至らないよう適切な対応をお願いしたいとの要望がありました。

また、生活道路舗装補修事業費に関し、事業箇所選定の考え方を質したのに対し、地元自治会からの要望順での選定を原則としつつ、要望箇所の現場状況に応じて優先順位の変更を判断することもあるとの答弁がありました。このほか若干の質疑応答がありました。

なお、上下水道局所管については質疑がありませんでした。

次に、認定第8号 令和5年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、平川土地区画整理事業費に関し、事業の進捗状況を質したのに対し、事業費ベースでの進捗率は、令和5年度末現在で約42%、令和6年度末には約76%となる予定であるとの答弁があり、これを受けて、現在県南地区の自治体では産業団地の造成が進んでおり、企業誘致の競争となっている状況とも言えるが、平川産業団地に対する企業からの問合せはどれくらいあるのかと質したのに対し、電話によるもの、窓口訪問によるものと様々あるが、市内企業も含めて、これまでに約50件の問合せを受けているので、少しでも早く分譲が開始できるように事業を推進していきたいとの答弁がありました。

次に、認定第9号 令和5年度栃木市水道事業会計決算の認定についてであります。審査の過程では、老朽管更新事業費に関し、令和5年度の事業実績を質したのに対し、大平、藤岡、岩舟地域の石綿セメント管の布設替えを行い、本事業による石綿セメント管の更新は完了したとの答弁がありました。

また、管路耐震化事業費に関し、塩化ビニル管の残存距離を質したのに対し、令和5年度末現在で約278キロメートルであるとの答弁があり、これを受けて、今後の見通しを質したのに対し、予算の範囲内で中長期的に実施していくことになるが、令和6年度には衛星画像を用いたAI診断による危険箇所の特定を実施する予定であり、その後は危険度の高い箇所から集中的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、年間配水量の約25%が無効水量となっており、前年度と比較しても増加しているが、その要因は何かと質したのに対し、無効水は老朽化した配水管、給水管からの漏水が原因であり、対前年度比での増加については、年々猛暑日が増え、それに伴って夏場に各家庭の水道使用量も増加しており、このことが漏水量の増加につながっているものと考えているとの答弁があり、これを受けて、県内他市と比較した場合の状況を質したのに対し、県内他市の中で漏水量は多いほうであるとの答弁があり、さらにこれを受けて、無効水量の増加は、水資源そのものに加え、配水のための電気も無駄にしていることになるので、漏水対策を速やかに行ってほしいと要望がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第10号 令和5年度栃木市下水道事業会計決算の認定についてであります。

本決算については、質疑がありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会建設分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（小堀良江君） 以上で各分科会長の報告は終わりました。

ただいまから各分科会の分科会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） ないようでございますので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石幹男委員。

〔白石幹男委員登壇〕

○委員（白石幹男君） 27番議員、日本共産党の白石幹男でございます。私は、認定第2号、第3号、第4号、第5号の各会計決算について、反対の立場で討論いたします。

まず、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したとはいえ、その影響が残る中、追い打ちをかけるように物価高騰が襲いかかりました。民間シンクタンクの推計によりますと、令和5年度の総合消費者物価指数は、前年度比2.8%上昇、額にして9万5,000円の上昇ということであります。こうした中、岸田政権は、物価高騰対策として総合対策を打ち出しましたが、物価高騰は全ての分野で起きているのに、電気・ガス料金の抑制など部分的、一時的対策に終始しているというのが実態で、国民の暮らしを守る点で全く不十分だと言わざるを得ません。

このような状況の中で、地方自治体には住民の暮らしと福祉をよくするという自治体本来の仕事をすることが求められております。しかし、令和5年度の決算を見ますと、市民の命と暮らし、営業を守るために十分な対策が取られていたとは言い難いと言わざるを得ません。総務費関係では、デジタル化の推進、マイナンバーカードの活用、マイナ保険証の強行には大きな問題があるということを指摘しておきます。

国は、デジタル関連法を成立させ、デジタル化を推進しております。問題点として、行政が持っている膨大な個人情報をも本人の同意なしに第三者への提供が可能とされ、プライバシー侵害が拡大すること、また国と自治体の情報システムの共同化、集約の推進により、住民サービスの画一化、簡素化が進み、自治体独自の施策ができにくくなり、住民サービスの後退につながるなどが危惧されており、行政のデジタル化は慎重に進めるべきであるということを指摘しておきたいと思います。

マイナ保険証の利用率は低迷し、トラブルも多発しているにもかかわらず、健康保険証の今年12月廃止を強行しようとしております。市民にとっては何のメリットもなく、保険証の存続を強く求めておきたいと思います。

次に、会計年度任用職員の問題であります。正規職員との賃金の格差は大きいものがあります。雇用が不安定、しかも低賃金、こうした働き方が少子化の最大要因になっているにもかかわらず、自治体自らが雇用不安定、低賃金という働き方を推進していることには大きな矛盾があり、改善を求めておきます。

民生費関係では、少子化対策は待ったなしの課題であります。岸田政権は、異次元の少子化対策を打ち出しましたが、その中身は低次元と言わざるを得ません。栃木市としては、国の対策を待つことなく、積極的な子育て支援を打ち出すべきであります。

学校給食費の無償化は、この間、全国的に大きく前進してきております。大川市長は、給食費の無償化拡大を公約しておりますが、2期目も2年が過ぎましたが、一步も前進しておりません。市民への約束であるならば、実現に向けての具体的な工程を示すべきであります。

保育の問題では、潜在的待機児童、いわゆる隠れ待機児童が年度当初60名もいるということがあります。また、学童保育においても高学年が入れない状況があり、これでは共働き世帯にとっては安心して働きません。少子化対策として安心して働ける環境の整備を強く求めておきたいと思います。

また、会計年度任用職員、いわゆる非正規の保育士が6割を超える状況は、依然として改善されておられません。保育の質を上げるという点からも、正規保育士の拡充を求めておきたいと思います。

農業関係では、今、日本の農業は瀬戸際に立っております。食料自給率は38%と異常な水準まで低下、農業を支える農業者は、この10年で3割も減少し、農地も東京都に匹敵する面積が失われました。職と農業を守るのは政治の責任であり、今こそ農政の大転換を図るべきであります。農業を基幹産業として位置づけ、地産地消の推進、農業後継者の育成、新規就農者へのさらなる支援の拡充を求めておきたいと思います。

産業政策では、相変わらず産業団地開発による企業呼び込み型の産業政策であります。企業誘致によって地域経済が活性化しているのか疑問であります。地域経済を活性化させるためには、地域内でお金を循環させる地域内経済循環型に転換すべきであります。地元企業、地場産業の支援強化、CO₂削減の観点から再エネの推進、電力の地産地消の推進を求めておきたいと思います。

教育関係では、物価高騰が続き、低所得世帯にとっては厳しい状況になっております。就学援助制度の対象者の拡大を求めていると思っております。近年、不登校者数が急増し、全国で30万人を超える深刻な状況であります。不登校児童生徒、家庭への相談支援体制の強化、フリースクール等の多様な学びの場の拡充を求めていると思っております。

以上、何点か代表的な問題点を指摘して、一般会計での討論といたします。

次に、認定第3号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論いたします。国保税が高くて払い切れないというのが多くの市民の声であります。滞納世帯は、令和5年度末で3,514世帯に上り、加入世帯の17%が滞納しているという状況であり、国保税が負担の限度を超えているということを実に示しているのではないのでしょうか。国保の保険財政調整基金は、令和5年度末で約29億5,000万円であります。この基金を取り崩し、さらなる引下げを求めていると思っております。特に子育てに逆行していると批判の声が上がっている子供の均等割は早急に廃止すべきであります。足利市では、今年度、令和6年度から子供の均等割を廃止しました。栃木市でも子供の均等割の廃止を決断すべきであります。

国民健康保険は、以前は自営業や農業者などが主な加入者でありましたが、現在は非正規の労働者や年金生活者など低所得者が主な加入者であります。市民から国保税が高過ぎて払い切れないという声上がるのは当然のことです。国保税が高くなっている最大の要因は、国が国庫負担を減らしたことにあります。全国知事会は、国庫負担の増額を求めています、市としても国に対し要望していただきたいと思っております。

それから、滞納者に対する事実上の保険証の取り上げとなる資格証明書の発行の問題であります。保険税を払えない人が医療費を全額負担できるはずもなく、診療の抑制や中断をせざるを得ません。人道的観点から資格証明書の発行はやめるべきだということ強く求めていると思っております。

さらに、一般会計のところでも指摘しましたが、保険証の12月廃止の問題であります。市民にとっては何のメリットもありません。市としても国に対して保険証の存続を要請するよう訴え、国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する反対討論といたします。

次に、認定第4号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者を別枠の保険制度に囲い込み、高齢者に際限のない負担増と差別医療を押しつける最悪の制度であります。2008年の制度導入以来、7回にわたる保険料値上げが実施され、令和6年度は8回目の値上げとなり、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっているのであります。制度がスタートした際に導入された保険料の軽減措置、特別軽減を打ち切り、低所得の高齢者は大幅な保険料の引上げが押しつけられました。

さらに、後期高齢者の医療費負担を1割から2割負担に引き上げる高齢者医療費2倍化法が可決され、令和4年10月から実施となりました。その上、岸田政権は、出産育児一時金を42万円から52万円に引き上げる財源として、後期高齢者医療制度から捻出することを閣議決定、令和6年度から賦

課限度額が66万円から80万円に引き上げられます。物価高騰で大打撃を受けている高齢者にこんな負担増を強いることは許されるものではありません。

75歳以上の高齢者を別枠の保険制度に囲い込み、高齢者に際限のない負担増と差別医療を押しつける最悪の制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すべきであります。後期高齢者医療制度は国の制度であり、自治体としては行わなければなりません、高齢者の福祉の充実を求める意味で反対するものであります。

次に、認定第5号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度は、介護保険3年に1度の見直しに当たるため、令和5年度には第9期介護保険事業計画が策定されました。その中で、第1号被保険者の保険料の改定に当たっては、介護給付費準備基金7億円を取り崩し、所得段階は国が示す基準より3段階増やし、16段階とし、その結果、保険料基準月額、現行より71円低い5,927円となりました。所得段階の高いところでは負担増となりましたが、低所得者層については若干の軽減となり、この点については評価したいと思います。

しかし、2000年に介護保険が導入されて以来、見直しのたびに保険料は引き上げられ、全国的に2倍にもなっているのです。栃木市においても同様であります。さらに、社会保障の予算の自然増を毎年数値目標を決めて削減する政治の下、介護分野では介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割への引上げ、介護施設の食費、居住費の負担増、要支援1、2の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護1、2の特養入所からの締め出しなど、改悪が連続して行われ、負担増と給付減というのが実態であります。現行の介護保険は、サービスの利用が増えたり、介護職の処遇改善を行えば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るという根本的矛盾を抱えております。保険料、利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公的負担の割合を大幅に増やすしかありません。

介護保険制度は、社会で支える介護を掲げて導入されましたが、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。サービスの取上げと負担増が繰り返され、その状況はますます深刻化しております。介護保険を必要な介護が保障される制度へと改革することを求めて、反対討論いたします。

○委員長（小堀良江君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） ないようでございますので、これをもちまして討論を終了いたします。

ただいまから各案件について順次採決を行います。

初めに、認定第2号 令和5年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（小堀良江君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成 川田俊介 小太刀孝之 市村 隆 雨宮茂樹 森戸雅孝
小平啓佑 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏
小久保かおる 青木一男 松本喜一 天谷浩明 針谷正夫
広瀬義明 福富善明 福田裕司 中島克訓 大阿久岩人
関口孫一郎

反対 針谷育造 内海まさかず 白石幹男

○委員長（小堀良江君） 賛成多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 令和5年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（小堀良江君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成 川田俊介 小太刀孝之 市村 隆 雨宮茂樹 森戸雅孝
小平啓佑 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏
内海まさかず 小久保かおる 青木一男 松本喜一
天谷浩明 針谷正夫 広瀬義明 福富善明 福田裕司
中島克訓 大阿久岩人 関口孫一郎

反対 針谷育造 白石幹男

○委員長（小堀良江君） 賛成多数であります。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和5年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（小堀良江君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成 川田俊介 小太刀孝之 市村 隆 雨宮茂樹 森戸雅孝
小平啓佑 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏
小久保かおる 青木一男 松本喜一 天谷浩明 針谷正夫
広瀬義明 福富善明 福田裕司 中島克訓 大阿久岩人
関口孫一郎

反対 針谷育造 内海まさかず 白石幹男

○委員長（小堀良江君） 賛成多数であります。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号 令和5年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（小堀良江君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成 川田俊介 小太刀孝之 市村 隆 雨宮茂樹 森戸雅孝
小平啓佑 大浦兼政 古沢ちい子 大谷好一 坂東一敏
内海まさかず 小久保かおる 青木一男 松本喜一
天谷浩明 針谷正夫 広瀬義明 福富善明 福田裕司
中島克訓 大阿久岩人 関口孫一郎

反対 針谷育造 白石幹男

○委員長（小堀良江君） 賛成多数であります。

したがって、認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号から認定第10号までの認定5件を一括して採決いたします。

各決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小堀良江君） ご異議なしと認めます。

したがって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小堀良江君） 以上で当委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(午前11時08分)